

下仁田町

随意契約ガイドライン

(令和7年5月改訂)

令和5年11月

総務課 財政係

目次

1. 趣 旨	1
2. 地方公共団体の契約締結方法の原則	1
3. 契約締結までの事務の流れ	2
4. 随意契約の適正な運用のための指針	3
(1) 予定価格が規定で定める額を超えない場合	3
(2) 性質又は目的が競争入札に適しないとき	4
(3) 福祉施設で制作する物品を買い入れるとき、 福祉施設や福祉団体から役務の提供を受けるとき	5
(4) 新商品の生産者と契約するとき	5
(5) 緊急の必要により競争入札に付することがなきないとき	6
(6) 競争入札が不利であるとき	7
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約できるとき	9
(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	10
(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	10

1. 趣旨

地方公共団体が行う契約は原則として一般競争入札の方法により行うものですが、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に定める場合に該当する場合に限り、“例外的に”「随意契約」によることができます。

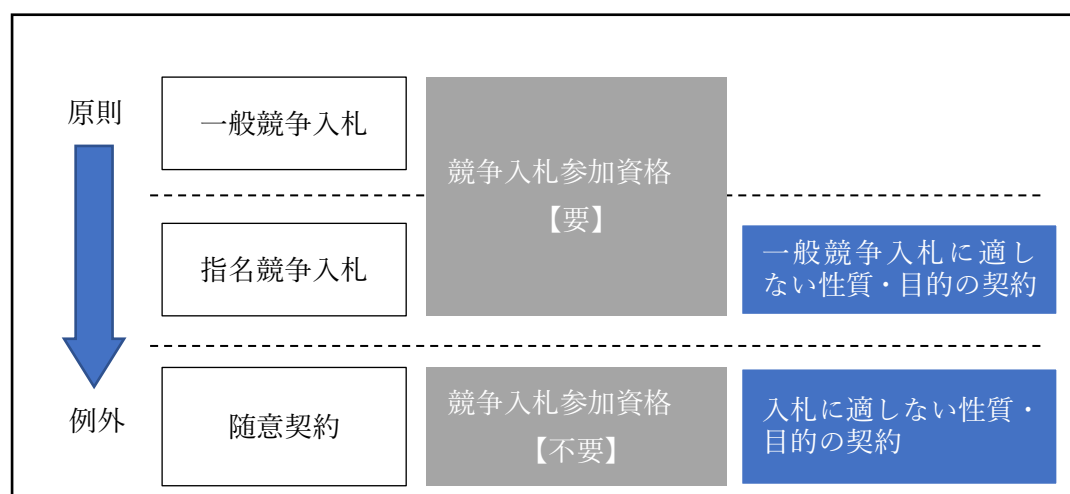
各号の説明については、抽象的な内容の記述もあることから安易に拡大解釈される恐れもあり、このガイドラインに示したものに該当すれば直ちに随意契約とすべきというものではありません。

このガイドラインは、随意契約を締結する場合において、施行令に規定する随意契約に係る解釈・指針等を庁内で統一し、入札・契約手続きの「透明性・公平性・競争性」を損なうことなく、公正、適切にするために作成するものです。

発注担当課において、競争入札によらず例外的に随意契約を選択する場合は、下仁田町契約規則（平成18年規則第17号。以下「規則」という。）、下仁田町随意契約運用基準（令和2年訓令甲第3号。以下「基準」という。）及び本ガイドラインを参照し、随意契約とする法的根拠や理由、その相手方を選定した理由を明確にし、契約の適正執行に努めてください。

2. 地方公共団体の契約締結方法の原則

地方公共団体が競争入札を原則としていることを鑑み、契約方法の選択については、適切に判断する必要があります。



随意契約の場合、相手方には競争入札参加資格は必ずしも必要ではありません。

しかしながら、入札参加資格申請をする際に、国税、県税及び市町村税の納付状況の確認や経営規模等評価通知を提出させることにより、経営状況や経営規模、技術力等を確認しています。また、規則第21条の規定により、一般競争入札の参加者の資格を準用している点も鑑み、可能な限り入札参加資格者名簿に登載されている者と契約するよう努めてください。

【留意事項】

- 随意契約は、競争入札に付すべき契約の事務を簡素化し、契約の相手方を任意に選定できる一方、特定の業者に発注が偏りがちになったり、契約金額が業務の内容に比べて割高になったりするなどの弊害を生みやすいという性質があるため、より慎重な判断が必要になります。

3. 契約締結までの事務の流れ

(1) 起工（見積徴取の起案）

規則第20条第2項の規定により、3万円以上の随意契約を行う場合には、見積書の徴取が必要です。グループウェア デスクネッツ「文書管理 > 書式 > 書式（一般） > 入札関係書式」入札用エクセルファイルから、起工伺いを起案してください。当初設計額の積算に参考見積を用いる場合、見積書を原則2者以上から取得し、積算根拠を明確にし、適正な価格にする必要があります。

(2) 見積徴取（見積書依頼事業者の選定方法）

①町内事業者等の優先選定

見積徴取を依頼する事業者等の選定にあつては、町内事業者の育成及び地域経済活性化を図るため、競争性を担保しつつ、原則として町内事業者を優先して見積徴取を依頼するよう努めてください。

また、随意契約であっても、原則として入札参加資格者名簿に登録されている事業者等から選定してください。入札参加資格審査では、個々の経営状況や保有免許、実績等のチェックをしたうえで名簿に登録されていることから、履行の確実性が担保されています。

②下仁田町小規模契約希望者登録制度の積極活用（令和6年4月1日以降）

少額で小規模な契約については、「下仁田町小規模契約希望者登録制度」を積極的に活用してください。本制度は、町内の入札参加資格者名簿に登録されていない事業者等の受注機会を拡大することにより、地域経済の活性化を図ることを目的に実施するものです。

(3) 予定価格の設定

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する際に、契約に付する事項の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ決定する見込価格をいいます。

随意契約についても競争入札と同様、予定価格を作成しますが、規則第19条の3の規定により、仕様書又は設計書の作成を省略したときは、徴取した見積書の最低の見積価格をもって予定価格とするとともに、予定価格調書の作成を省略することができます。なお、予定価格は起工と併せて町長決裁を受けます。

(4) 競争見積り（見積りあわせ）

随意契約の見積あわせは原則として、紙媒体の見積書により行うため、案件名、履行場所、業者名、金額等は、すべて見積業者が記入します。なお、案件名の誤記や金額を訂正した見積書、期限後に提出された見積書等は無効となることがあります。

(5) 契約の締結

競争見積りの結果、契約する相手が決定した場合は、契約書を作成（50万円以下の随意契約の場合は省略可）し、財務会計システムを利用して支出負担行為を起票してください。

なお、総務課長への合議については、契約金額により専決区分・合議区分が異なりますので、支出負担区分を参照してください。

4. 随意契約の適正な運用のための指針（施行令第167条の2第1項）

（1）予定価格が規定で定める額を超えない場合（少額な契約）【第1号】

予定価格が規則第19条及び基準第7条に定める金額の範囲内の契約をするとき。

予定価格が次の表の契約の種類毎に定める額以下である場合、契約事務の簡素化及び効率化の観点から、契約の種類に応じて一定金額以内のものについては、随意契約によることができるとされています。

契約の種類	予定価格（税込）	主な具体例
工事又は製造の請負	200万円以下	建設工事、建築物等修繕、管内図等印刷・展示物等製造
財産の買入れ	150万円以下	動産・不動産・特許権等の無体財産、物品・消耗品等の購入
財産の借入れ	80万円以下	動産・不動産等の借入、車両・OA機器・器具等のリース
財産の売払い	50万円以下	動産・不動産・特許権等の無体財産、物品等の売払い
物件の貸付け	30万円以下	動産・不動産の貸付け
上記以外のもの	100万円以下	業務委託、役務、建物・物品の軽微な修繕

【留意事項】

- 規則第20条の規定により、随意契約の見積徴収を必要とする業者数が定められていますが、額の範囲内であっても、競争性を排除するものではなく、2者以上から見積書を徴収するよう努めてください。
- **本号に該当する随意契約を行った場合、契約金額の増額により競争入札の対象になるときの変更契約はできません。**増額部分については、新たに競争入札により契約する必要があります。
- **本号に該当されることを目的に、作為的に事業を分割して発注する行為は違法行為に該当します。**

【補足】

- 1号と他の号と理由が競合した場合には、1号を適用してください。
- 予定価格の作成については、規則第19条の3及び基準第16条により次の表のとおりです。

適用	仕様書・設計書の作成	予定価格の設定	予定価格調書の作成
下記に該当しない場合	必要※1	必要	必要
専門知識が必要等の理由で仕様書等の作成が困難な場合等	省略可能	必要※2	省略可能
郵便料金等法令により取引価格又は料金が定められている場合	不要	不要	不要
契約の相手方が要求する価格又は料金によらなければ契約することが極めて困難な場合等、予定価格を定めることが困難又は不適當と認められる場合	不要	不要	不要

※1 規則第7条の規定により、一般競争入札の予定価格と同様、予定価格を定める必要がある。

※2 徴収した見積書等を審査し、適当と認められる最低の見積価格をもって予定価格とする。

(2) 性質又は目的が競争入札に適しないとき【第2号】

不動産の買入れ又は借入れ、町が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用するため必要な物品の売払いで、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【事例】

①建設工事（基準第8条第2項第1号）

- 特殊工法等、新開発の工法を用いる必要がある工事
- 当該業者が唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有する技術によらなければ、施工することが困難である設備等の工事
- 既存部分と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた既設部分の使用に著しい支障が生じるおそれがある場合の増設等の工事
- 文化財等の調査、発掘、補修等で特殊な技術等を用いる必要がある工事
- 実験研究等の理由に供する極めて特殊な設備等であるため、施行可能な者が特定される工事
- ガス事業法等、法令等の規定に基づき施行者が特定される工事
- 本施行に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

②物品買入れ、借入れ、業務委託（基準第8条第2項第2号）

- 不動産の買入れ等、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
- 特殊な測定装置や工業用役員など、機能、性能を満たす製品が特定され、かつ特定の者からしか買入れができないもの
- 試験問題の印刷等、町の行為を秘密にする必要があると認められる場合
- 切手、印紙等の額面金額が定められているものなど、競争性がないと認められるもの
- 業務上必要があるため、リース期間満了後に、業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限り行う再リースで、明らかにコストの削減ができると確認されるもの
- 機器、システム等（ソフトウェアのシステム開発を含む。）の設置業者、開発業者又はこれらに準じる者で、当該業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがある場合
- 国又は他の地方公共団体と共同で運営又は業務を実施するために契約の相手方が特定される場合
- 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合
- 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合性に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により、契約の相手方をあらかじめ特定している場合

【補足】

- 第2号に該当する場合には、2社以上のものから見積書を徴収することができないことから、1名の者から徴収すればよいとされている。

(3) 福祉施設で制作する物品を買い入れるとき、福祉施設や福祉団体から役務の提供を受けるとき
【第3号】

障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとされている。

第3号に該当する施設等は、おおむね以下のとおりとする。

- ①下仁田町福祉作業所等において製作された物品※₁を買い入れる場合
- ②下仁田町福祉作業所、下仁田町シルバー人材センター等から役務の提供※₂を受ける場合

※1 製作された物品とは、おおむね次のとおりとする。

- ①備品又は消耗品
- ②事務事業に伴う記念品、飲食物等

※2 役務の提供とは、おおむね次のとおりとする。

- ①施設管理、警備等に関する業務
- ②ラベルの貼付及びパンフレット、物品等の封入、梱包、仕分け等に関する業務
- ③備品等の洗濯及び町有地等の清掃、除草、せん定等に関する業務

【補足】

- 第3号に該当する場合は、規則第19条の2の規定により契約内容等を公表する。

(4) 新商品の生産者と契約するとき【第4号】

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【留意事項】

- 第4号に該当する業者は、地方自治法施行規則第12条の3により認定を受ける必要がある。
- 第4号に該当する場合は、規則第19条の2の規定により契約内容等を公表する。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき【第5号】

「緊急の必要」とは、災害その他の非常緊急時において、競争入札の方法による手続きを取ったのでは、その時期を失し、あるいはまったく契約の目的を達することができなくなり、町民の生活等に与える影響が重大である場合や経済上はなほだしい不利益を被るに至る場合をいいます。

本号の適用には、客観的な事実に基づいた個々具体的な確認が必要であり、単に事務処理が間に合わない等の事務の遅延により、競争入札に付する期間が確保できないといった理由で安易に適用すべきものではありません。**「緊急の必要」について、拡大解釈して適用することのないよう注意が必要です。**

また、本号の適用を受ける場合でも、可能な限り複数の業者から見積もりを徴収するなど、合理性の確保に留意する必要があります。

【事例】

①工事請負契約関係（基準第11条第1号）

- 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴い応急工事等をする必要がある場合
- 電気、機械設備等の故障に伴い緊急復旧工事をする必要がある場合
- 災害の未然防止のための応急工事等

②物品買入れ、業務委託等契約関係（基準第11号第2号）

- 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急的な復旧に必要な資材の買入れ、資機材の借入れ又は直ちに実施しないと町民の生活に影響が生じるおそれがあると認められる場合
- 電気、上下水道、機械設備等の故障又は事故に伴う緊急的な復旧に必要な資材の買入れ、資機材の借入れ又は直ちに実施しないと町民の生活に影響が生じるおそれがあると認められる場合
- 自然災害等により、緊急に調達の必要が認められる場合
- 堤防、道路、橋りょう、遊具等の緊急点検等の災害の未然防止のために必要と認められる場合
- 感染症が発症又は発症するおそれのある場合において、緊急に行わなければならない薬品、衛生材料を買入れる場合
- OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の住民サービスを提供している場合で、緊急に復旧しなければ、町民の生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- 選挙等、法令等の規定により業務の始期と終期が定められているもので、当該業務を行う期間が短い場合緊急に必要とする物品の買入れ、借入れ又は業務を実施する場合

(6) 競争入札が不利であるとき【第6号】

「競争入札が不利である場合」の解釈については、以下の例のように競争入札に付することが、随意契約にするよりも納期・工期や経済面で不利となることが認められる場合に該当します。

①工事請負契約関係（基準第12条第1号）

- 現に契約履行中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる場合
 - ア 当初予期しなかった事情の変化等に必要となった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付随的な工事
- 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合には、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事。ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。
- 他の発注者の現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施行中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

②物品買入れ、業務委託等契約関係（基準第12条第2号）

- 現に契約を履行中の者に履行させるとき、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められる場合
 - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務
 - イ 本体業務と密接に関連する付随的な業務
 - ウ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をする時間的な余裕がない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現請負業者との契約）
- 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等、有利と認められる場合
 - ア 継続して行うことにより一体の成果（完成してはじめて業務目的を果たすものに限る。）が得られるもので、複数の者が履行した場合には、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、前後の業務が密接不可分な関係にあるもの（ただし、履行期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
 - イ 施設管理業務等の継続的に実施する必要がある業務（ただし、年度当初から実施する必要があるもので、競争入札等により新たな受注者が当該業務を実施可能となるまでの間の現受注者との契約に限る。）

- 現に契約を締結している物品等のリース期間の満了に伴い、業務上の必要から相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- 現に契約を締結している機器、設備、情報処理システムの維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）に係るもので、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外が実施した場合には、瑕疵担保責任の範囲が不明確となり、また、故障発生時の原因究明、修理等の対処が困難になる等業務の履行に支障があると認められるもの
 - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であるもの
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難になることや瑕疵担保責任の範囲があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であるもの

【補足】

- 本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利があるが、その業務の品質、期間、安全性も考慮して決定する必要があります。
- 現に契約中の工事又は業務等に契約変更があった場合は、本号が該当します。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約できるとき【第7号】

「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物件と比較しても問題がなく、かつ、時価を基準にした予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいいます。

また、「調達品質の確保」という観点からも慎重に検討を行い、判断する必要があります。

①工事請負契約関係（基準第13条第1号）

- 特定の施工者が、当該工事の施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と契約を締結することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

②物品の買入れ、業務委託等契約関係（基準第13条第2号）

- 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ、資料や資産等を所有するため、当該業者に委託する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの
- 特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの
- 競争の余地のない物品の買入れで、公益的理由により有利な価格で契約することができるものと認められるもの
- 物品の購入に当たり、特定の者がその物品を相当多量に保有し、かつ、他の者が保有している当該同一物品の価格に比べても著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合

【留意事項】

- 「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になることの判断も不明確であることから本号を適用する場合は、市場調査等を行う等、慎重に決定する必要があります。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき【第8号】

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の場合は参加者がなく、指名競争入札の場合は全者が入札を辞退し、入札者がいない場合をいいます。

「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、競争入札を継続しても入札が成立することが期待できなく、一般競争入札の場合は再度公告、指名競争入札の場合は再度の指名を行わない場合をいいます（いわゆる「不落随契」）。

【留意事項】

- 「再度の入札に付し落札者がいないとき」は、最低入札金額を入れた業者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、最低入札金額を入れた業者が随意契約の協議に応じない場合は、不調とします。
- 本号を適用して随意契約する場合は、予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更することができません。
- 本号を適用する場合でも、見積書の徴収は必要になります。
- 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、仕様書の変更又は設計積算の見直し等必要な措置を講じたうえで、再度公告して入札に付すものとします。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき【第9号】

「落札者が契約を締結しないとき」とは、競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約締結に応じない場合をいいます。

【留意事項】

- 落札者が契約を締結しないときは、日時を改めて再度競争入札に付することができます。
- 本号を適用して随意契約する場合は、落札金額の範囲内で行うものとし、履行期限を除き、先の入札の条件を変更することはできません。
- 本号を適用して随意契約をする場合は、当該価格又は金額の入内で数人に分割して契約を締結することができます。